



徳島県知事 殿

22 林整計第 191 号

平成 22 年 1 月 27 日

農林水産大臣 鹿野 道彦



森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付決定の通知及び支出に  
ついて

平成 22 年 1 月 14 日付け林振第 100100 号をもって申請のあった森林整備加速化・林業再生事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

また、金 186,000,000 円が別途概算払されるので通知する。

#### 記

1 補助金交付の対象となる事業は、平成 22 年 1 月 14 日付け林振第 100100 号で申請（以下「申請書」という。）のあった森林整備加速化・林業再生事業費補助金とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金 186,000,000 円

補助金の額 金 186,000,000 円

3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助

金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額とする。
- 5 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）、森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱（平成21年5月29日21林整計第82号農林水産事務次官依命通知）、森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日21林整計第89号）に従わなければならない。
- 6 補助金の交付の条件は、前記5に定めるもののほか、補助事業者は、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第4号に定める帳簿及び証拠書類を補助事業完了の年度の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、補助事業者が農林水産大臣の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。